平成２１年（フ）第３８５号
山梨県南アルプス市在家塚801番地１　フルール・ド・ヴェルジェＢ101
債務者　清水　由香
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
山梨県甲府市住吉３丁目19番３号　アーバンハイツ大浪103
債務者　雨宮ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
愛知県稲沢市梅須賀町７丁目28番地４　梅須賀荘211
債務者　戸田　邦彦
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３９号
兵庫県西脇市野村町715番地の11
債務者　藤原　幹也
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１１６号
福岡県大牟田市船津町356番地１　古賀アパート201号
債務者　江上季實子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１１７号
福岡県大牟田市明治町３丁目63番地１　コアマンション502号
債務者　清田　　茂
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１１９号
福岡県大牟田市出雲町５番地10　プチハウス102号
債務者　村上健次郎
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第５３４号
長崎県長崎市滑石１丁目３番24号
債務者　廣瀬　美記
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４９号
長崎県長崎市大園町10番３―102号
債務者　山口　敏則
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
長崎県長崎市畝刈町1613番地32　県営住宅三重第２団地Ｄ棟403号
債務者　成富　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６８号
長崎県長崎市愛宕２丁目19番16号　オレンジハイツ101号室
債務者　松尾　由佳
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
岩手県大船渡市三陸町綾里字田浜上22番地13
債務者　野々村江美
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１８１号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字片岡193番地
債務者　菅原　静枝（旧姓折原）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１９７号
宮城県石巻市明神町２丁目３番９号
債務者　阿部　有理
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
埼玉県春日部市米島368番地５、前住所埼玉県春日部市米島368番地２
債務者　栗原　　茂
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第９３９号
千葉県君津市南久保１丁目９－５　レオパレスサンウイング東207、申立時の住民票上の住所金沢市二口町ハ54番地１
債務者　田中　正宏（住民票上の氏名田中正広）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０４９号
住所不定、住民票上の住所地千葉市中央区宮崎町230番地１　グリーンヒルズ石川Ⅰ―401号
債務者　石田　順一
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係